

本会の法令等遵守に係る基本方針とその解説

1. 基本方針

(漁協系統信用事業の使命)

1. 協同組合原則を基本理念とする事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

(質の高い金融サービスの提供)

2. 漁業生産ならびに会員・組合員漁家の経営や生活を支える質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な運営を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(会員・地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは県下漁業協同組合の事業活動等を支援しながら、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

2. 基本方針の解説

本会は相互扶助金融機関として、漁業生産と会員・組合員漁家の経営や生活を支えるとともに、漁業の発展と地域経済・社会の振興に重要な役割を果たしている。

漁業・漁村を取り巻く環境が大きく変化するなかで、今後とも会

員等の負託に応え、引き続き社会的使命を果たしていくためには、環境変化に的確に対応していくことはもちろんのこと、社会を構成する一員として社会的規範に則った責任ある行動が求められるのは当然のことである。

一般経済界はもちろんのこと、特に金融業界においては金融ビッグバンの進展等により、自己責任原則に基づく経営の健全性の確保、信頼性の確立が喫緊の課題となっており、社会的公器としての金融機関の役割が再認識されるにつれて、その行動が社会的に注目されている。

そこで、組織・事業運営全般にわたる遵法精神に則った運営はもとより、これまで以上に本会役職員が一体となって経営の健全性並びに会員等利用者からの信頼性の確立に取り組むことを明らかにするため、基本方針（倫理憲章）を制定する。